

◆キャリアアップ助成金のご案内

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善などの取組みを実施した事業主に対して助成する制度です。

労働者の意欲、能力を向上させ、事業の生産性を高め、優秀な人材を確保するために、是非この助成金制度をご活用ください。

正規雇用等転換コース

○有期契約労働者等を正規雇用等に転換または直接雇用した場合に助成

多様な正社員コース

○勤務地限定正社員または勤務限定正社員制度を新たに規定し適用した場合

○有期契約労働者等を勤務地限定正社員、職務限定正社員または短時間正社員に転換または直接雇用した場合

○正規雇用労働者を短時間正社員に転換または短時間正社員を新たに雇い入れた場合助成

人材育成コース

○有期契約労働者等に次の訓練を実施した場合に助成

①一般職業訓練 ②有期実習型訓練 ③中長期的キャリア形成訓練 ④育児休業中訓練

処遇改善コース

○すべてまたは一部の有期契約労働者等の基本給の賃金テーブル等を2%以上増額改定し、昇給させた場合に助成

健康管理コース

○有期契約労働者等を対象とする「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、延べ4人以上実施した場合に助成

助成金の利用にあたっては、キャリアアップ計画を作成する必要があります。

当所では、雇用保険の手続き、助成金や労災等の各種手続きのご相談承っております。



◆10月より火災保険の料率改定が行われます!!

さて、10月1日より昨今の自然災害による保険金のお支払が増加している事から全保険会社にて火災保険の料率改定が行われ、九州・沖縄地区においては、現在より約30%~40%保険料が増加する予定です。是非、この機会に10月改定前9月中に火災保険の見直し変更、新規契約等ご検討されることをおすすめ致します。

保険料値上げの例（年額）（ある大手損保の試算。家財の保険は含んでいない）

| | 木造一戸建て（保険金額2,000万円） | マンション（保険金額1,000万円） |
|----|-----------------------|---------------------|
| 福岡 | 50,810円→64,730円（28%増） | 3,650円→4,800円（31%増） |

9月の無料相談日のご案内（事前予約が必要です）

税務相談 9月16日(水) 顧問税理士（大竹税理士）

法律相談 9月18日(金) 行政書士会 9月25日(金) 弁護士会